

商品概要説明書

J Aマイカーローン (Aプラン)

(令和6年4月1日現在)

商品名	J Aマイカーローン (Aプラン)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A 地区内に在住又はお勤めの方で当 J A の組合員の方。○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○原則として、勤続（または営業）年数が 6 か月以上の方。○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、<u>事業資金</u>（営業用自動車等）は除きます。<ul style="list-style-type: none">①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。③運転免許の取得のためのご資金。④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。⑤車庫建設のためのご資金（建設費が 100 万円以内のものとして）。⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6 か月以上 15 年以内とします。○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は 15 年から当初借り入れた自動車資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、10 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（静岡県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。

	<p>①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.55%です。</p> <p>【お借入額100万円あたりの一括支払保証料(例)】</p> <table border="1" data-bbox="517 342 1425 443"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>2,980</td> <td>8,519</td> <td>14,114</td> <td>19,763</td> <td>28,332</td> <td>42,865</td> </tr> </table> <p>②分割払い 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.55%です。</p>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年	保証料(円)	2,980	8,519	14,114	19,763	28,332	42,865				
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年													
保証料(円)	2,980	8,519	14,114	19,763	28,332	42,865													
<p>団体信用生命共済(保険)</p>	<p>○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="512 779 1321 1223"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済(保険)名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済(特約なし)</td> <td>年0.20%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.30%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.30%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.30%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.40%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.30%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.40%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済(ワイド)</td> <td>年0.30%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	団体信用生命共済(特約なし)	年0.20%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.30%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.30%	団体信用生命共済(連生)	年0.30%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.40%	がん保障特約付団体信用生命共済	年0.30%	がん保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.40%	団体信用生命共済(ワイド)	年0.30%
団体信用生命共済(保険)名	加算利率																		
団体信用生命共済(特約なし)	年0.20%																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.30%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.30%																		
団体信用生命共済(連生)	年0.30%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.40%																		
がん保障特約付団体信用生命共済	年0.30%																		
がん保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.40%																		
団体信用生命共済(ワイド)	年0.30%																		
<p>9大疾病補償保険</p>	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.40%</p>																		
<p>手数料</p>	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…11,000円 ②一部繰上返済の場合…11,000円(JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は2,750円)</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の手数料(消費税等含む。)が必要です。</p>																		
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)またはリスク管理課(電話:054-288-8416)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を</p>																		

	<p>受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（J Aバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記リスク管理課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、一円の電子契約サービス手数料（消費税等含む）が必要です。</p> <p>※当組合では電子契約は取り扱っておりません。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>

J A静岡市